

社 会 福 祉 法 人 多 宝 会

定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 軽費老人ホームの経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 多宝会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県福島市本町4番23号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選考委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選考委員会において行う。

- 2 評議員選考委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員3名の合計7名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選考委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選考委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表・収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う（普通決議事項）。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない（特別決議事項）。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く

- (1) 理事 7名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
 - 4 前項の専務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 5 必要に応じて、理事長及び専務理事以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事は無報酬とする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の総合施設長・事務局長・設置経営する施設の長は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 前項以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 顧問

(顧問)

第23条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務に関し、理事長の諮問に答え、又は助言する。
- 4 顧問の任期については、役員の任期に準ずる。
- 5 顧問は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

イ) 福島県福島市土湯温泉町字坂ノ上20番1所在の「土湯宝生園」敷地
(443.25㎡)

ロ) 福島県福島市土湯温泉町字坂ノ上22番 所在の「土湯宝生園」敷地
(225.48㎡)

ハ) 福島県福島市土湯温泉町字坂ノ上23番1所在の「土湯宝生園」敷地
(552.06㎡)

ニ) 福島県福島市上名倉字玉ノ木19番4所在の「アリヴァーレ宝生園・
ほのぼの宝生園」敷地 (4,597.63㎡)

ホ) 福島県福島市上名倉字玉ノ木23番6所在の「アリヴァーレ宝生園・
ほのぼの宝生園」敷地 (7,72㎡)

ヘ) 福島県福島市上名倉字玉後7番2所在の「アリヴァーレ宝生園・
ほのぼの宝生園」敷地 (1,527.00㎡)

ト) 福島県福島市上名倉字玉後10番2所在の「アリヴァーレ宝生園・
ほのぼの宝生園」敷地 (1,422.38㎡)

チ) 福島県福島市本町47番1所在の「まちなか宝生園」敷地
(456.41㎡)

- リ) 福島県福島市本町48番1所在の「まちなか宝生園」敷地
(293.65 m²)
- ヌ) 福島県福島市本町48番2所在の「まちなか宝生園」敷地
(298.93 m²)
- ル) 福島県福島市柳町31番1所在の「まちなか宝生園」駐車場敷地
(818.04 m²)
- ヲ) 福島県福島市土湯温泉町字下ノ町2番1所在の「宝寿 木村屋」敷地
(368.29 m²)
- ワ) 福島県福島市土湯温泉町字下ノ町2番2所在の「宝寿 木村屋」鉱泉地
(6.61 m²)

(2) 建物

- イ) 福島県福島市土湯温泉町字坂ノ上23番地1、22番地 所在
「土湯宝生園」

鉄筋コンクリート造

亜鉛メッキ鋼板葺

陸屋根6階建

1階 805.31 m²

2階 558.99 m²

3階 476.73 m²

4階 416.93 m²

5階 416.93 m²

6階 416.93 m²

- ロ) 福島県福島市上名倉字玉ノ木19番地4

福島県福島市上名倉字玉後7番地2、10番地2 所在

「アリヴァーレ宝生園」

鉄筋コンクリート造

陸屋根平家建

2, 484.14 m²

「ほのぼの宝生園」

鉄筋コンクリート造

陸屋根平家建

364.24 m²

- ハ) 福島県福島市土湯温泉町字下ノ町2番地1、2番地2 所在

「宝寿 木村屋」

鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板葺

地下1階付6階建

1階 215.45 m²

2階 243.48 m²

3階	243.48㎡
4階	243.48㎡
5階	243.48㎡
6階	72.32㎡
地下1階	235.84㎡

二) 福島県福島市本町47番地1、48番地1、48番地2 所在
「まちなか宝生園」

鉄筋コンクリート造陸屋根

8階建

1階	676.82㎡
2階	649.09㎡
3階	649.67㎡
4階	649.67㎡
5階	649.67㎡
6階	649.67㎡
7階	649.67㎡
8階	296.96㎡

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前

日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 生きがい活動支援通所事業
- (3) 地域包括支援センターの経営
- (4) 介護予防支援事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款の変更をしようとするときは、評議員会の決議を得て、福島市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島市長に届け出なければならない。

第 1 1 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 1 条 この法人の公告は、社会福祉法人多宝会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 2 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	加 藤 勝 一
常務理事	小 野 木 茂 雄
理 事	加 賀 雅 志
理 事	渡 邊 和 裕
理 事	加 藤 三 枝 子
理 事	斎 藤 建 一 郎
理 事	甚 野 源 次 郎
理 事	遠 藤 哲 夫
理 事	遠 藤 宮 子
理 事	紺 野 純 子
監 事	阿 部 保 則
監 事	加 藤 好 子

2 この定款は、平成 9 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 1 0 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成 1 2 年 3 月 7 日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 1 2 年 1 2 月 8 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成 1 3 年 4 月 1 2 日) から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 1 4 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 1 4 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成１４年６月２４日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成１５年６月３０日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成１７年８月１０日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成１８年５月２４日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成１８年９月１２日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成１８年１１月１日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成１９年１月１０日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成１９年１２月２８日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成２０年５月１２日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成２２年１２月２１日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成２３年８月１９日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島市長の認可のあった日（平成２５年５月８日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島市長の認可のあった日（平成２８年４月２２日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島市長の認可のあった日（平成２８年６月２７日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成２８年８月２５日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、福島市長の認可のあった日（令和 4 年 4 月 26 日）から施行する。
- 2 令和 4 年 4 月 26 日以後、最初に選任された顧問の任期は、第 23 条第 4 項の規定にかかわらず、令和 5 年の定時評議員会の終結の時までとする。

附則

この定款の変更は、福島市長の認可のあった日（令和 7 年 4 月 25 日）以降の最初の定時評議員会開催後から施行する。